

徳島県徳島市飯谷町大ノ上83番地の1
勝浦砕石 有限会社

令和5年12月6日付けで申請のありました岩石採取計画については、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、次の条件を付けて認可します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に公害等調整委員会に裁定の申請をすることとができます。

また、取消訴訟については、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第50条の規定に基づき、公害等調整委員会が行った裁定に対してのみ提起することができます。

令和6年1月24日

徳島県東部県土整備局長



1 認可事項

(1) 岩石採取場の区域

ア 位置

徳島県徳島市飯谷町大ノ上6番ほか27筆

イ 面積

採取場 212,988平方メートル

採取区域 104,794平方メートル

(2) 採取する岩石の種類及び数量

砂岩 1,836,500トン

けつ岩 1,193,500トン

結晶片岩 1,561,000トン

(3) 認可の期間

令和6年1月25日から令和11年1月24日まで

(4) 岩石の採取方法及び採取のための設備その他の施設

申請書記載のとおり

2 認可の条件

- (1) 採取場には、採取計画の採取区域を杭等により明示すること。
- (2) 切羽及び保全区域の崩壊防止には十分注意し、必要に応じて土留工事等の安全措置を施すこと。
- (3) 運搬作業に当たっては、道路法、道路交通法等の規定を守ること。また、道路に土石等を落下させないように十分注意し、万一落石した場合は直ちに除去清掃すること。
- (4) 採石作業に当たっては、労働安全衛生規則を遵守すること。
- (5) 災害を発生させ、又は発生させる恐れのある場合は、認可を受けた者が必要な措置を取ること。
- (6) 認可を受けた者は、当該認可に係る採取計画及び当該認可に付した条件に従い自らが直接岩石の採取を行わなければならない、これに反するときは当該認可を取り消すことがあること。
- (7) その他、関係機関との協議内容及び関係法令を遵守するとともに、第三者に対し損害賠償を与え、又は与える恐れがあるときは、認可を受けた者において解決にあたること。

徳島県徳島市飯谷町大ノ上83番地の1
勝浦碎石 有限会社

令和6年7月9日付けで申請のありました令和6年1月24日付け徳島県指令東土第40916号による許可（以下「原処分」という。）に係る岩石採取計画の変更については、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5第1項の規定に基づき、次のとおり認可します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に公害等調整委員会に裁定の申請をすることが出来ます。

また、取消訴訟については、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第50条の規定に基づき、公害等調整委員会が行った裁定に対してのみ提起することが出来ます。

令和6年8月19日

徳島県東部県土整備局長



1 変更の内容

(1) 岩石採取場の区域

ア 位置

徳島県徳島市飯谷町大ノ上6番ほか40筆

イ 面積

採取場 248,023平方メートル

採取区域 193,638平方メートル

(2) 採取する岩石の種類及び数量

砂岩 3,422,000トン

けつ岩 2,224,000トン

結晶片岩 2,909,500トン

その他の事項については、原処分と同じ。